

令和7年 冬の交通安全県民総ぐるみ運動

宮崎県実施要綱

1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 期間

令和7年12月1日(月)～10日(水) 10日間

・毎月10日は「県民交通安全の日※」です。

※地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。



3 運動の重点

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 協見・ぼんやり運転等の追放
- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進
- 全席シートベルトの着用・チャイルドシートの適正使用の推進

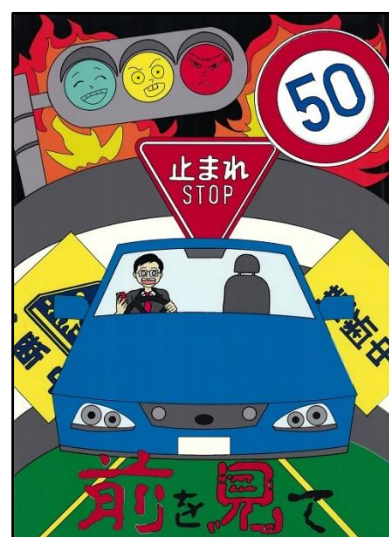
4 運動の実施方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和6年度交通安全 ポスターコンクール 入賞作品



小学校下学年の部 銅賞
蓬野 来菜さんの作品



高校・一般の部 佳作
加藤 みなみさんの作品

宮崎県交通安全対策推進本部

令和7年冬の交通安全県民総ぐるみ運動の具体的推進事項

こどもと高齢者の交通事故防止

こどもは・・・

- こどもは、道路に飛び出さない等の交通安全の基本をしっかり学びましょう。
- 登下校時等には反射材用品等を身につけましょう。

**横断歩道は手を上げる
などして渡りましょう！**

高齢者は・・・

- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出時は、明るい目立つ色の服装と反射材の着用やLEDライト等を活用しましょう。
- 道路を横断する際は、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転※」を積極的に実践しましょう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談 #8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」を活用しましょう。
- 安全運転サポート車(サポカー)を利用しましょう。



運転者は・・・

- こどもや高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしましょう。
- スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 家庭や学校において、こどもが安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
- 交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。
- 高齢者の運転に関して家庭内で話し合いましょう。
- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しましょう。

高齢者交通安全五則

- ま … 待つ
- み … 見る
- む … 無理せず止まる
- め … 目立つ
- も … (身体の変化を)
もっと知る

※「制限運転」とは

高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えること。



- 【実施例】
- ・体調が悪いときには運転を控える。
 - ・高速道路、長距離の運転を控える。
 - ・速度を控えて運転する。
 - ・夜間、雨天時、通学時間帯の運転を控える。
 - ・不慣れな場所での運転を控える。
 - ・概ね1時間以上の連続した運転を控える。

脇見・ぼんやり運転等の追放

運転者は・・・

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ぎましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめましょう。
- 妨害運転(あおり運転)などの危険運転は絶対にやめましょう。

歩行者は・・・

- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめましょう。



家庭・地域・学校・職場では・・・

- 交通ルールの遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しましょう。
- 新聞、テレビ、SNS 等の各種広報媒体を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を推進しましょう。
- 体調管理を徹底して、過労・居眠りによる暴走運転をなくしましょう。

飲酒運転の根絶

運転者・同乗者は・・・

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意し、翌朝運転する場合は、お酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すこと、運転者にお酒を提供することも重大な犯罪です。

自転車でも飲酒運転になります！
飲酒運転は、絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない・許さない環境づくりを推進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。

夕暮れ時や夜間の交通事故防止

運転者は・・・

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させましょう。
- 車のライト点灯はハイビームが基本です。
対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。



歩行者は・・・

- 外出する際は、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用し、LEDライト等を活用しましょう。
- 泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながります。絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して早めのライト点灯や反射材等の重要性について注意喚起を徹底しましょう。

自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進

利用者は・・・

- 自転車を利用する時は、大人もこどもも乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、周囲の安全確認を徹底しましょう。
- 夜間はライトを点灯しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進、スマートフォン等の使用の禁止等、交通ルールを遵守しましょう。
- 傘差し、イヤホン等の使用も危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の利用者は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の運転は禁止です。



家庭・地域・学校・職場では・・・

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を徹底しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

※令和8年4月より、16歳以上の者による一定の交通違反への交通反則通告制度（青切符）が導入されます。

全席シートベルトの着用・チャイルドシートの適正使用の推進

運転者・同乗者は・・・

- 全ての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの適正な使用が運転者の義務であることを周知徹底しましょう。
- こどもの体格に合わせ、6歳以上でも必要に応じてチャイルドシートを使用しましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- シートベルト非着用や、チャイルドシート未使用時の危険性を認識し、広報啓発を徹底しましょう。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進しましょう。



令和7年度自転車ヘルメット着用についての標語の募集（表彰作品） | 主催：宮崎県教育庁人権同和教育・生徒指導課
県内の高校生が自主的に自転車乗用時にヘルメットを着用するための取り組みとして、宮崎県教育委員会で「標語」を募集しました。

◆教育長賞

「ヘルメット つければ怪我も 減るメット 助かる命が 増えるメリット」

日向高等学校3年 八尋 雅光

◆優秀賞

「ヘルメット 君の未来を 守る為」

宮崎西高等学校3年 城戸 蒼衣

「安全と 笑顔を守る ヘルメット」

櫻美学園高等学校3年 日高 蓮愛

「ヘルメットです 皆さんの安全守らせてください」

日向高等学校3年 那須 みらい

「気を抜くな 顎紐までが ヘルメット」

日向高等学校3年 鈴木 未倖・石井 柚衣

「命のために 子供も大人も ヘルメット」

日向高等学校3年 島田 蘭

「どっちがいい？ 今日のおしゃれと明日の命」

延岡工業高等学校1年 徳永 優心

「ヘルメットを着用するあなたは素敵です」

高鍋農業高等学校1年 河野 柚葉

宮崎県交通事故 相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）

◆場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号
県庁1号館4階

☎ 0985-26-7039

◆相談日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に電話で申し込みください。

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気に該当し、または該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています（秘密は厳守します）。

◆相談日時・窓口 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前10時～午後5時 ※ 事前に電話をお願いします。

○ 宮崎運転免許センター ☎ 0985-24-9999（音声案内2番）

○ 都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999（直通）

○ 延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999（直通）

○ 安全運転相談ダイヤル #8080

⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分